

# 日本文化の多様性と家族の多様性を尊重しましょう！

—— 私たちは、夫婦別姓選択制の導入に賛成します ——

夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会

法制審議会で五年以上審議を尽くし、多くの人々が待ち望んでいる民法改正案が国会に上程されない状態が続いています。改正案に盛り込まれた夫婦別姓選択制に対する強い反対が、その理由のようです。そして、夫婦別姓に反対する人々の多くは、「夫婦別姓は伝統的な日本の文化」だと思ひ込み、したがって夫婦別姓は日本には馴染まない制度だと信じているようです。しかし、これは完全な誤解だということを、文化の研究を職業とする人類学者として、私たちは強く訴えたいと思います。

夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません

夫婦同姓制度は、明治三十一年の民法制定以後に全国に普及したものに過ぎません。しかも、それは民間の慣行を制度化したのではなく、文明開化の一環として、欧米の結婚制度を範として制定されたものです。日本各地の伝統的な家族制度を無視し、地方毎の豊かな多様性を否定する形で全国一律に施行されたのです。ですから、夫婦同姓は「伝統的な日本の文化」だという主張は、学問的に正しいものではありません。明治民法の制定までは、夫婦別姓であった地域も多いのです。

そもそも姓は、日本固有の文化ではありません。中国からの輸入文化です。それで、明治になるまで、中国古来の慣習に倣って、姓は出自を表すものとして、結婚によって姓を変えることはありませんでした。源頼朝の妻は北条政子でしたし、足利義政の妻は日野富子でした。しかし、中国とは異なり、日本人は姓に囚われることはありませんでした。同姓同士の結婚を避ける「同姓不婚」は取り入れませんでしたし、新しい姓を名乗ることも認められていました。木下藤吉郎は、自分で勝手に羽柴と名乗り、それを実力で周囲に認めさせたことは、どなたも御存じでしょう。日本人は、中国に倣って、姓という「異文化」を取り入れましたが、中国式の慣習に固執することなく、姓を自由に考え、柔軟に扱っていたのです。

日本の家族は、昔も今も様々です

夫婦別姓に反対する人々は、長男が「跡継ぎ」として家に残り、両親と同居する「三世代同居」こそが日本の文化であり、醇風美俗だと考えていますが、これも大きな誤解です。明治時代に民法と戸籍制度が整備される以前は、日本の家族制度には様々な形態がありましたし、今でも地方によっては独自の家族のあり方を守っているのです。

例えば、日本の西南部では、末息子が家督を相続する「末子相続」という制度が広く見られました。広島県のある地方では、一九六〇年代になっても、この慣習を守り続け、長子相続は「親と脛が並ぶ」といって避けていたそうです。興味深いことに、末子相続を行っていた地域では、「隠居分家」とか「別居隠居」といった慣習も見られることが多く、夫婦家族が基本で、老親の世帯を子供夫婦の世帯から分ける傾向があったのです。つまり、三世代同居は理想でも美風でもない地域が、日本にもあるのです。

家督を継ぐのは男に限られるわけでもありません。第一子であれば男女の別なく家督を継がせる慣習もありました。長男であっても、姉がいるときは、家督を姉に譲ったので、「姉家督」と呼ばれ、東日本で広く見られた慣習です。宮城県のある地方では、初生の女子は「嫡子」とか「嫡女」と呼ばれ、幼いときから家の跡取りとして尊重されていました。

また、夫婦別姓に反対する人々は、「先祖代々のお墓を守れ」とも主張しています。しかし、お墓の建て方も地方毎に様々でした。個人のお墓を建てる慣習のあった地域も少なくありません。いわゆる「〇〇家の墓」という家族墓を建てるようになったのは、近代以降のことなのです。

このように、日本の家族制度は、昔から地方毎に様々であり、豊かな多様性を持っていたのです。日本中が同一の家族制度・結婚制度を持っていたわけではありません。日本の文化は多様なのです。

文化の多様性は、日本を豊かにします

昔から、日本の文化は地方色に彩られた多様性を持っていました。そして、この多様性こそが、日本の文化を豊かなものにしてきたのです。

そのうえ、昔から、日本人は進取の気風に富み、新しい文化を積極的に取り入れて来ました。そして、新しい外来文化を取り入れながらも、地方の特色を失うことなく、多様な慣習を守ってきたのです。

いつの時代にも、古いものと新しいものを巧みに取り合わせて、多様性と活力を維持してきたのが日本の文化だと言えるでしょう。

現在、少子化が進むなかで、日本の家族は大きく変容しています。なかでも、一人っ子同士が結婚を望むとき、どちらの姓を名乗るか決めかねて婚姻が成立せず、親も当人も悩み苦しむ場合が増えています。そのような現実にも、夫婦別姓が選択肢のひとつとして認められるべきだと考えます。

また、女性の社会進出の増加、男性の育児参加の増大といった形で、夫婦・親子のあり方も大きく変化しています。そうした現実を反映して、従来とは違った新しい家族が日本に出現しているのです。「マスオさん現象」と呼ばれる娘夫婦との同居もそのひとつですし、別姓家族もそのひとつです。

夫婦別姓は、時代と社会の変化に対応した、新しい日本の文化です。日本人が、昔から持っていた文化的な創造力を発揮して、新しい家族を生み出したのです。今回の民法改正は、遅ればせながら、この新しい文化を「選択肢のひとつ」として承認し、結婚制度を多様化して、時代の要請に答えようとするものです。

永遠に変わらない文化はありません。文化とは、よりよい暮らしを求めて日々努力する人間が不断に変革していくものなのです。日本の文化は、常に多様であり、常に変化してきたのです。新しい変化を恐れて、現状に甘んじることは、日本の伝統ではありません。勇気を持って積極的に新しい文化を生み出すことこそ日本の伝統なのです。

### 偏見を捨てて、多様性を尊重しましょう

夫婦同姓だけが「伝統的な日本の文化」だというのは、根拠のない偏見に過ぎません。日本の家族制度は単一で不変だというのも、思い込みに過ぎません。

固定観念に囚われずに、多様性を尊重しましょう。日本の文化は、そもそも多様だったのです。日本の家族も、もともと多様だったのです。今、夫婦別姓という選択肢が加わることは、日本の文化をさらに豊かにするものでこそあれ、日本の文化を脅かすようなことではありません。

私たちは、世界の様々な文化を研究する者として、文化が多様であることは人間性の豊かさの証明であると考えます。日本の文化が多様化することは、日本人の創造力の豊かさの証明であり、日本社会の懐の深さの証明です。

日本の文化をより豊かなものにするために、私たちは夫婦別姓選択制の導入に賛成し、民法改正案の早期国会上程を強く訴えたいと思います。

平成八年五月二六日

赤堀雅幸（専修大学講師）、渥美冷子（岡山大学教授）、井口欣也（新潟大学講師）、植野弘子（茨城大学助教授）、宇田川妙子（中部大学助教授）、柄木田康之（宇都宮大学助教授）、太田和子（共立女子大学助教授）、大貫良夫（東京大学教授）、荻野美穂（京大文大助教授）、海妻徑子（お茶の水女子大学大学院生）、鏡味治也（金沢大学助教授）、片倉もとこ（中央大学教授）、片多順（福岡大学教授）、加藤泰（東海大学助教授）、喜多村百合（九州大学助手）、木村自（大阪大学大学院生）、桑山敬己（創価大学助教授）、栗田博之（東京外国語大学助教授）、小池誠（広島大学助教授）、杉井信（宮城学院女子大学講師）、禪野美帆（慶応義塾大学講師）、曾土才（法政大学教授）、祖父江孝男（放送大学教授）、武井秀夫（千葉大学助教授）、竹沢泰子（筑波大学助教授）、棚橋訓（慶応義塾大学助教授）、谷真澄（京都大学大学院生）、谷泰（京都大学教授）、津上誠（東北学院大学助教授）、柘植あづみ（北海道医療大学講師）、土佐桂子（神戸大学助教授）、富沢寿男（静岡県立大学教授）、中生勝美（和光大学助教授）、中谷文美（京大文大助手）、中野紀和（成城大学大学院生）、中山まき子（鳴門教育大学助教授）、西井涼子（東京外国語大学助手）、沼崎一郎（東北大学助教授）、浜口尚（園田学園女子大学講師）、速水洋子（京都大学助手）、原ひろ子（お茶の水女子大学教授）、深尾葉子（大阪外国語大学助教授）、福浦厚子（滋賀大学講師）、戈木クレイグヒル滋子（東海大学助教授）、細川弘明（佐賀大学助教授）、本田洋（東京外国語大学助手）、前田俊子（名古屋明德短期大学助教授）、松岡悦子（旭川医科大学助教授）、松園万亀雄（東京都立大学教授）、丸山孝一（九州大学教授）、三尾裕子（東京外国語大学助教授）、三田千代子（上智大学助教授）、宮治美江子（東京国際大学教授）、宮崎恒二（東京外国語大学教授）、森明子（国立民族学博物館助手）、八木祐子（宮城学院女子大学助教授）、山ノ内裕子（九州大学大学院生）、吉野晃（東京学芸大学助教授）、吉村典子（呉大学助教授）